

にしき園指定短期入所生活介護事業所 利用料金表

①介護サービス利用に係わる1日当たりの自己負担額

項目	負担割合 負担段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1	多床室	1割負担	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
		2割負担	902円	1,122円	1,206円	1,344円	1,490円	1,630円	1,768円
		3割負担	1,353円	1,683円	1,809円	2,016円	2,235円	2,445円	2,652円
2	食費の自己 負担限度額 (保険対象外)	利用者負担額 第1段階							300円
		利用者負担額 第2段階							600円
		利用者負担額 第3段階①							1,000円
		利用者負担額 第3段階②							1,300円
		上記以外 の利用者	(朝食：300円、昼食：600円、夕食：660円)						1,560円
3	居住費の 自己負担額 (保険対象外)	利用者負担額 第1段階							0円
		利用者負担額 第2段階							430円
		利用者負担額 第3段階①							430円
		利用者負担額 第3段階②							430円
		上記以外 の利用者							940円

※生活保護（介護扶助）を受給されている方は上記項目1の負担はありません。

②介護保険負担限度額認定証による利用者負担額の段階（申請により認定証を発行されている人）

第1段階	本人・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者が生活保護受給者。及び預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の人
第2段階	本人・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80.9万円以下及び預貯金等が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下の人
第3段階①	本人・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80.9万円超120万円以下。及び預貯金等が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下の人
第3段階②	本人・世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超。及び預貯金等が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下の人

※世帯が違っていても配偶者が住民税を課税されている場合は対象外となります。

③加算料金（利用者負担の割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の一部負担額となります）

加算項目	サービス利用 一部負担額 (1割負担の場合)	入所者全員から 頂いている加算	
		要支援1～2	要介護1～5
1 生活相談員配置等加算	13円/日		
2 生活機能向上連携加算 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)いずれかを算定。(Ⅰ)は3月/回を限度 〔個別機能訓練加算を算定している場合は100円/月〕	(Ⅰ)	100円/月	
	(Ⅱ)	200円/月	
3 機能訓練体制加算 ●理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を常勤専従の機能訓練指導員として1名以上配置している場合。	12円/日	○	○
4 個別機能訓練加算 ●常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、介護職員等と共同して利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成し、その個別機能訓練計画に基づき、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供した場合。	56円/日		
5 看護体制加算 ①(Ⅰ)常勤の看護師を1名以上配置。 ②(Ⅱ)看護職員の数が常勤換算方法で入所者の数が2.5又はその端数を増すごとに1名以上配置 ③(Ⅲロ)は看護体制加算(Ⅰ)の要件、(Ⅳロ)は看護体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の占める割合が100分の70以上の場合。	(Ⅰ)	4円/日	
	(Ⅱ)	8円/日	
	(Ⅲロ)	6円/日	○
	(Ⅳロ)	13円/日	○

加算項目		サービス利用 一部負担額 (1割負担の場合)	入所者全員から 頂いている加算	
			要支援1~2	要介護1~5
6	医療連携強化加算	58円/日		
7	看取り介護加算(7日を限度)	64円/日		
8	夜勤職員配置加算(従来型) ●夜勤職員の最低基準を1以上上回って配置。 (Ⅲ)は夜間時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等を実施できる職員を配置。	(Ⅰ)	13円/日	
		(Ⅲ)	15円/日	○
9	認知症行動・心理症緊急対応加算(7日を限度)	200円/日		
10	若年性認知症利用者受入加算	120円/日		
11	送迎加算(片道につき)	184円/回		
12	緊急短期入所受入加算 (7日〔やむを得ない事情がある場合は14日〕を限度)	90円/日		
13	長期利用者提供減算 ●連続利用が31以上日の場合 要支援1:介護福祉施設費(要介護1:589円の75%) 要支援2:介護福祉施設費(要介護1:589円の93%)	要支援1	約441円/日	
		要支援2	約547円/日	
		要介護1~5	-30円/日	
14	口腔連携強化加算 ①事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して、当該評価の結果を情報提供した場合 ②歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保した場合	50円/月		
15	療養食加算(1日に3回を限度)	8円/回		
16	在宅中重度者受入加算 ●当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行なった時に、看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合は1、看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合は2、看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定の場合は3、いずれも算定していない場合には4が該当。	1	421円/日	
		2	417円/日	
		3	413円/日	
		4	425円/日	
17	認知症専門ケア加算 ●(Ⅰ)は利用者の総数のうち、認知症の日常生活自立度がⅢ~Ⅴに該当する入所者の占める割合が1/2以上で利用者本人が認知症の日常生活自立度がⅢ~Ⅴに該当している場合。	(Ⅰ)	3円/日	
18	生産性向上推進体制加算 ●利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する対策を検討するための委員会の開催や生産性向上ガイドラインに基づいた活動を行っている場合	(Ⅱ)	10円/月	○ ○
19	サービス提供体制強化加算 ●介護職員総数のうち、(Ⅰ)は介護福祉士80%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上。(Ⅱ)は介護福祉士60%以上。(Ⅲ)は①介護福祉士50%以上、②常勤職員75%以上、③勤続7年以上30%以上の①~③いずれかに該当。	(Ⅰ)	22円/日	○ ○
		(Ⅱ)	18円/日	
		(Ⅲ)	6円/日	
20	サービス提供体制強化加算 (特別養護老人ホーム空床利用の場合) ●介護職員総数のうち、(Ⅰ)は介護福祉士80%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上。(Ⅱ)は介護福祉士60%以上。(Ⅲ)は①介護福祉士50%以上、②常勤職員75%以上、③勤続7年以上30%以上の①~③いずれかに該当。	(Ⅰ)	22円/日	
		(Ⅱ)	18円/日	
		(Ⅲ)	6円/日	○ ○
21	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 利用した月の介護保険対象合計額の14%			○ ○

※○印をつけている項目以外にも、施設の体制変更やご利用者様の身体状態等に応じて加算項目に該当するものが発生した場合には、その都度該当項目のサービス利用一部負担額が発生しますのでご了承下さい。